

令和元年(2019年)度 国際機関等への拠出金等に対する評価シート

総合評価

B

■ 拠出金の概要

1 拠出金名	国連教育科学文化機関(ユネスコ)拠出金
2 拠出先国際機関名	国連教育科学文化機関(ユネスコ)
3 拠出形態	<input type="checkbox"/> ノンイヤマーク <input checked="" type="checkbox"/> イヤマーク
4 拠出規模 (令和元年度当初予算額)	294,643 千円 (日本の拠出率 100%(30年度) 拠出額の順位 1位) <input checked="" type="checkbox"/> 本拠出金のみ <input type="checkbox"/> 他の拠出金も含む
5 国際機関等の概要	(1) 設立年・経緯, 加盟国等の数, 本部所在地, 目的・マニフェスト 1946年11月4日設立。本部はフランス, パリ。2019年現在, 加盟国数は193カ国, 準加盟地域は11。ユネスコは, 戦争への反省を踏まえて, 正義, 法の支配, 人権及び基本的自由に対する普遍的な尊重を助長するために教育, 科学及び文化を通じて諸国民間の協力を促進することにより, 平和及び安全に貢献することを目的としている。
	(2) 主要な活動分野
	<input type="checkbox"/> 安全保障 <input checked="" type="checkbox"/> 軍縮不拡散・科学 <input type="checkbox"/> 国際経済・資源エネルギー <input type="checkbox"/> 司法 <input checked="" type="checkbox"/> 教育・文化 <input checked="" type="checkbox"/> 開発・人道 <input type="checkbox"/> 保健 <input checked="" type="checkbox"/> 環境・気候変動 <input type="checkbox"/> 地域協力 <input checked="" type="checkbox"/> その他(情報・コミュニケーション, 自然科学, 人文・社会科学)
6 拠出の用途及び目的	本件拠出金は, 従来の「文化遺産保存日本信託基金」, 「無形文化遺産保護日本信託基金」, 「人的資源開発日本信託基金」を統合し, より柔軟かつ分野横断的な支援を可能としたもの。本件拠出金を通じて, ユネスコが加盟国間の友好と相互理解を促進することに寄与することを目的とし, ユネスコの専門分野における取組を支援するもの。
7 担当課室	外務報道官・広報文化組織 国際文化協力室

評価基準1 国際機関等の活動の成果・影響力

1-1 当該機関の戦略目標, 基本的な目標・計画・重点分野, 関連する国際課題(SDGsの関連ゴール・ターゲット, 国際基準・規範の形成等)等
・ユネスコは, 機関としての戦略的目標を示す中期戦略(37C/4)において, 2014年から2021年間の戦略的ビジョンと事業枠組みを設定している。同戦略において, 機関としてのミッションを「国連の専門機関として, ユネスコ憲章に従い, 教育, 科学, 文化, 情報・コミュニケーションを通じて平和構築, 貧困撲滅, 持続可能な開発及び文化間の対話に貢献する」とし, 包括的な目標を「平和」及び「公平で持続可能な開発」の実現と定めている。また, ユネスコ全体としては, 「アフリカ」と「ジェンダー平等」を世界的優先分野としている。これに加え, ユネスコでは現在, ユネスコの戦略的変革, 「世界の記憶」事業改革の, 2つの改革に特に重点的に取り組んでいる。 ・ユネスコは, 教育, 科学, 文化等の分野において, 国連のリードエージェンシー(主導機関)として中心的な役割を果たしてきている。例えば, 2015年9月に国連で採択された持続可能な開発目標(SDGs)については, 策定の中心的な役割を担った。特に, SDG4(教育)に関しては, 長年の教育分野での専門的知見に基づき, ユネスコが協議プロセスを主導して, 実施へのロードマップや指針を具体的に定めた「教育2030行動枠組」が同年11月の

<p>ユネスコ総会で採択された。この他、SDGsに関しては、ユネスコは、その優先分野である「男女の平等」と重なるSDG5(ジェンダー)を始め、SDG1(貧困)、SDG6(水・衛生)、SDG8(経済成長・雇用)、SDG9(イノベーション)、SDG11(都市)、SDG14(海洋資源)、SDG16(平和)、SDG17(実施手段)についても、重要な貢献をするに当たって、ユネスコが比較的優位な立場にあるとして、関連プログラムの策定に専門的知見を活かしてきており、SDGsの目標達成に向けて相乗効果を生み出したいとしている。</p> <p>・加えて、ユネスコでは、「AIの倫理」を始め、勧告や条約等により、ユネスコの所掌分野(教育、科学、文化)における国際規範の形成に努めている。</p>
<p>1-2 1-1に基づく取組・活動(他の国際機関との連携等を含む。)</p>
<p>・教育については、ユネスコは専門的知見を豊富に持っており、識字教育、教員訓練等万人のための基礎教育、持続可能な開発のための教育(ESD)の推進、職業訓練等を含む中等教育の充実、高等教育確保等の取組を行っている。なお、SDG4(教育)に関しては、長年の教育分野での専門的知見に基づき、ユネスコがリードエージェンシーとして、世界銀行、国連開発計画(UNDP)、国連児童基金(UNICEF)、国連人口基金(UNFPA)と連携している。</p> <p>・文化の分野においては、文化を所掌する唯一の国連機関として、世界遺産条約・無形文化遺産条約に基づく国際的な遺産保護の枠組みを構築し、毎年国際会議等を通じて新たな世界遺産や無形文化遺産を登録し、その保護に関する取組を行っている。</p> <p>・自然科学、人文・社会科学の分野においては、水分野における国際協力、海洋調査・研究・観測、自然科学分野における能力構築支援(世界気象機関(WMO)とも連携)、防災分野における協力(国連国際防災戦略(UNISDR)とも連携)、生命倫理等の科学技術の分野における倫理の構築、また、AIの倫理に関する取組(OECD、EU、ITU、世界銀行とも連携)も推進している。</p> <p>・さらに、コミュニケーション・情報分野においては、ユネスコが重視する表現の自由やジャーナリストの安全についての取組とともに、紛争やリソース不足等によって保存やアクセスの危機に瀕している記録遺産(原稿、書籍等のテキスト資料のみならず、図画、写真、楽譜等も含む)を、ユネスコとして保護すべしとの問題意識から、1992年に創設された「世界の記憶」事業を進めている。元来、同事業は、加盟国間の友好と相互理解の促進というユネスコ本来の趣旨と目的を推進するものとなることを目標としているが、現在、加盟国間で包括的制度改革のための議論が進められている。(1-3参照。)</p> <p>・ユネスコの戦略的変革については、2018年4月に開催された第204回執行委員会において、アズレー事務局長より、「戦略的なユネスコ変革の道のり」(注:以降「戦略的変革」イニシアティブ)として、変革の指針と作業スケジュールが提案された。具体的には、ユネスコの非政治化を達成するとともに、「持続可能な開発のための2030アジェンダ」達成に向けた事業の実施促進、及びユネスコ所掌分野の国連システム内での主導的役割を確保するための改革であり、同イニシアティブはユネスコ改革の必要性に賛同する大多数の加盟国より支持されている。今後、改革の検討結果について、第41回総会(2021年秋)において承認される中期戦略(8か年。2022年～2029年)及び事業予算(4か年。2022年～2025年)に反映させることを目指している。</p>
<p>1-3 1-2の進捗・実績及びそれによって得られた成果</p>
<p>・国際機関評価ネットワーク(MOPAN)の報告書によれば、ユネスコは持続可能な開発のための2030アジェンダや気候変動に関するパリ協定等地球規模の課題に対する枠組みに沿った明確な戦略目標を掲げており、また、外部ステークホルダーはユネスコに対して、同機関がジェンダー、人権、環境持続性・気候変動等様々な分野に関連する課題を推進していることを高く評価しているとされている。</p> <p>・教育分野においては、SDG4の実施へのロードマップや指針を具体的に定めた「教育2030行動枠組」については、SDGs4の実施に関して戦略的助言やモニタリングを行う「教育2030ステアリングコミティ」を立ち上げており、直近では2019年3月に第6回会合が開催されている。また、教育分野では、「持続可能な開発のための教育」(ESD)の取組について、2013年11月の第37回ユネスコ総会において採択された「国連ESDの10年」(2005～2014年)の後継プログラム「ESDに関するグローバル・アクション・プログラム(GAP)」が2019年まで実施され、同プログラムのさらに後継枠組みである「持続可能な開発のための教育:SDGsの達成に向けて(ESD for 2030)」が2019年4月のユネスコ執行委員会で採択された。</p> <p>・文化の分野においては、毎年国際会議を通じて世界遺産や無形文化遺産の登録、その保護に関する議論を行っており、2018年6月-7月にバーレーンで開催された第42回世界遺産委員会では我が国が申請した「長崎と天草地方の潜伏キリシタン関連遺産」を含めて19件の世界遺産が新規登録された。また、世界遺産推薦プロセス等の制度改革に向けての議論が行われた。また、無形文化遺産については、同年11月-12月にモーリシャスにて開催された第13回無形文化遺産保護条約政府間委員会では、我が国の申請案件「来訪神:仮面と仮装の神々」を含めて31件の無形文化遺産が一覧表に登録された。さらに、無形文化遺産分野では、主に登録申請の方法等につき制度改革の必要性が認識されてきており、専門家会合にて今後議論が行われるが、我が国は、ユネスコ無形文化遺産保護条約政府間委員会の委員国として、同取組を主導的に推進している。</p>

・自然科学、人文・社会科学の分野においては、2017年12月の国連総会で「国連持続可能な発展のための海洋科学の10年(2021-2030年)」が決議されたことを踏まえ、2018年以降、国連機関の中で海洋科学調査に関して独立的な権能を持つユネスコ政府間海洋学委員会(IOC)が担当して準備を進めている。準備については、例えば専門家からなる企画運営グループの会合が2018年12月に開催され、「国連持続可能な発展のための海洋科学の10年(2021-2030年)」の実行計画の作成方針について議論を行った。また、他にも「人間と生物圏(MAB)計画分野では、2018年7月に第31回国際調整委員会が開催され、24件の生物圏保存地域が新規登録された他、国際水文学計画(IHP)分野でも2018年6月に開催された第23回政府間委員会において、同分野の第8期(2014-2021)の評価等につき議論が行われた。さらに、アズレー事務局長が「AIの倫理」に関するイニシアティブを強力に推進しており、本件については、人文・社会科学のこれまでの取組も踏まえて検討が進められているが、2018年9月には、日本の財政支援でパリにおいて「AIの倫理に関するラウンドテーブル」、12月にはモロッコ・ベンゲリルで「アフリカにおけるAIの推進に関するフォーラム」、2019年3月にはユネスコ本部において「AIに関するハイレベル会合」が開催された。

・コミュニケーション・情報分野においては、「世界の記憶」事業につき、2017年12月以降、新規申請を凍結して改革に取り組んでいる。具体的には、制度改善の議論が活発に進められており、2018年10月の執行委員会において、「世界の記憶」の包括的制度改善に関する行動計画が全会一致で採択された。この行動計画に基づき、同年末から2019年初頭にかけて加盟国に対するオンライン調査が行われた他、加盟国によって構成されるワーキンググループが準備会合を経て2019年2月に立ち上げられ、6月中旬までに5回(約月1回の頻度)の会合が開催された。更に、2019年4月には行動計画に基づき専門家と加盟国の意見を調整するための共同専門家会合が開催された。10月の執行委員会に最終統合報告書を提出するため、ワーキンググループが引き続き開催される予定である。

・更に、ユネスコでは、勧告や条約等ユネスコの所掌分野(教育、科学、文化等)における国際規範の形成に務めており、最近では、高等教育分野の国際化を促進するため、高等教育の資格の相互承認等をグローバルに推進する「高等教育の資格の承認に関する世界規約」の作成を進めている。

1-4 (イヤマーク拠出のみ)イヤマーク拠出による取組・活動の進捗・実績及び得られた成果

・本件拠出金は、従来の「文化遺産保存日本信託基金」、「無形文化遺産保護日本信託基金」、「人的資源開発日本信託基金」を統合し、より柔軟に分野横断的に運用できるようにしたものであるが、右日本信託基金を通じて、以下のような活動を行ってきており、いずれも対象国及びユネスコ事務局より高い評価を得ている。

(1)文化遺産・無形文化遺産保護支援:途上国における有形・無形の文化遺産(歴史的建造物、遺跡、祭礼行事、工芸技術等)の保護を目的として、その修復や振興のための事業、そのために必要な専門家の派遣、機材供与、事前調査・研究等を実施。将来的に対象国国民が自律的に文化遺産を保護できるよう、人材育成・技術移転に重点を置いて実施している。これまでユネスコ世界遺産や無形遺産への登録や、危機に瀕する世界遺産リストからの脱却を実現するという実績を上げており、首脳レベルでの二国間の共同声明でもしばしば言及がみられる。本件拠出金においても、①「カバック・ニャーン・アンデス道路網の管理保存」(アルゼンチン、ボリビア、チリ、コロンビア、エクアドル、ペルー)、②「シルクロード世界遺産推薦ドキュメンテーション支援第2期」(カザフスタン、ウズベキスタン、タジキスタン、キルギス、トルクメニスタン)、③「世界遺産ルンビニ遺跡(仏陀生誕地)の保護管理強化第3期」(ネパール)等を支援しており、開発途上国における世界遺産の保護に貢献した。

(2)能力構築:能力構築については、「人的資源開発日本信託基金」から、途上国における人材育成支援を通じて、持続可能な開発目標(SDGs)や「万人のための教育(EFA)」の達成への貢献を目的に、各種事業を実施。例えば、修士号を取得した若い研究者に対して、環境や防災、紛争の平和的解決に関する分野の研究費用を負担する「小淵恵三研究フェロウシップ」プログラムが挙げられるが、本件拠出金においても、開発途上国における能力構築支援を念頭に、各種支援が検討されている。

・また、コミュニケーション・情報分野への支援として、本拠出金より国連総会決議により決定された「先住民言語の国際年」に関するユネスコの活動への取組を支援している。

・さらに、分野横断的な支援としては、2019年3月にパリで実施した「AIに関するハイレベル会合」に対する開催経費を拠出し、ユネスコ事務局幹部より高い評価が示された。

評価基準2 日本の外交政策上の有用性・重要性

2-1 関連する日本の重要政策、外交戦略・重点分野等
① 関連する日本の重要政策(施政方針演説、外交演説、各種基本計画等のうち主なもの)
・第198回国会の外交演説(2019年1月28日)

<p>(1) 第四に、地球規模課題の解決への一層積極的な貢献をしていきます。(中略)地球規模課題への対応が急務となる中、SDGsの達成に向けて、日本が主導してきた「人間の安全保障」の考え方にに基づき、「誰一人取り残さない」社会を実現するための取組を進めていきます。</p> <p>(2) 今、日本外交の大きな武器になりつつあるのが、2013年にユネスコでも無形文化遺産に登録された和食です。</p> <p>(3) いまやマンガやアニメを入り口として日本語や日本の文化にも興味を持つ若者が世界中に増えています。(中略) マンガやアニメだけではなく、日本のテレビ番組や映画、音楽、和食や飲み物、ゲームなどさまざまな形で日本の文化を世界に向けて発信し続けていく必要があります。</p> <p>・「ユネスコ活動に関する法律」(昭和27年法律第207号) 「第1条 わが国におけるユネスコ活動は、国際連合教育科学文化機関憲章の定めるところに従い、国際連合の精神に則って、教育、科学及び文化を通じ、わが国民の間に広く国際的理解を深めるとともに、わが国民と世界諸国民との間に理解と協力の関係を進め、もって世界の平和と人類の福祉に貢献することを目標とする。」</p>
<p>② 日本外交の関連重点分野</p>
<p>地球規模課題への対応(持続可能な開発目標(SDGs))</p>
<p>地球規模課題への対応(防災)</p>
<p>その他(国際機関を通じた文化・教育等の分野における協力の推進)</p>
<p>2-2 日本の外交政策を遂行する上での当該拠出の有用性・重要性及び日本の重要外交課題の遂行への貢献</p> <p>・ユネスコは、日本が戦後初めて加盟した国際機関として、日本にとっては外交上の観点から重要な国際機関である。ユネスコへの拠出を通じた協力により、教育、自然科学、人文・社会科学、情報・コミュニケーション等各種分野における国際協力や文化の分野における主に開発途上国を対象とした国際貢献を行うことが可能となり、人類共通の貴重な文化遺産の保護、ユネスコの専門分野への貢献を通じて、各国、主に開発途上国の持続可能な開発目標(SDGs)への寄与を図るとともに、我が国に対する支持を高めることとなり、日本の外交政策上の観点から非常に重要である。</p> <p>・本件拠出により、途上国における有形・無形の文化遺産(歴史的建造物、遺跡、祭礼行事、工芸技術等)の保護を目的として、その修復や振興のための事業、そのために必要な専門家の派遣、機材供与、事前調査・研究等を実施してきており、対象の主に開発途上国が自ら文化遺産を保全できるよう、関係者のキャパシティビルディングや日本の優れた技術の教授を重点において事業を進めている。これらの取組が、当該対象国のユネスコ世界遺産や無形文化遺産につながり、途上国の文化遺産の安定的な保存に貢献するばかりでなく、対象国関係者からの親日感の醸成、またユネスコ場裏における我が国への信頼の増大へもつながるものである。</p> <p>・また、従前の「人的資源開発日本信託基金」では、途上国における人材育成支援を通じて、持続可能な開発目標(SDGs)や「万人のための教育(EFA)」の達成への貢献を目的に、各種事業を実施してきているが、本件拠出でも上述のとおり、途上国関係者の能力開発を重要視しており、例えば、アフリカの水中文化遺産の保護に関する研修に焦点を当てた事業を実施。同事業では、現地では軽視されがちな水中文化遺産を然るべく保護する技術等を研修することとしており、これにより対象国関係者が必要な知識・技術を身につけるだけでなく、当該国がSDGsに適用発展を達成することにも貢献している。</p> <p>・なお、ユネスコはここ数年多くの課題を抱えているが、日本は長年の中心的加盟国として、ユネスコが本来あるべき姿を取り戻し、専門分野において一層の貢献を可能とするべく、改革に向けた取組(1-2及び1-3参照)を後押しするよう、従来の有形、無形の文化遺産保護支援、能力構築支援に加え、これ以外のユネスコの専門分野における事業に対する支援として、戦略的に重要なアフリカ諸国に対する事業を支援している他、ユネスコが推進する開発途上国における防災関連事業についても支援を検討している。</p> <p>・また、従来の拠出金の分野に限らない分野横断的な支援としては、例えば、ユネスコが2019年3月に開催した「AIに関するハイレベル会合」関連経費への支援が挙げられる。ユネスコは、アズレー事務局長の強いイニシアティブの下、AI分野における規範的文書の策定を目標にしており、我が国は、2018年9月の「AIの倫理に関するラウンドテーブル」のレセプションで中根外務副大臣が挨拶したほか、有識者が出席し、12月にはモロッコ・ベンゲリルで「アフリカにおけるAIの推進に関するフォーラム」にJICAや日本企業関係者等を派遣した。2019年3月の本件会合は初の政治レベルでの会議という観点から非常に重要なものであったが、本件拠出金を通じた我が国の支援により、開催が実現したものである。本件会合には、日本より鈴木外務大臣政務官の他、有識者及び民間企業幹部も参加し、日本のAI分野における「人間中心」の考え方について発信する場となり、日本外交上意義深いものであった。</p>
<p>2-3 当該機関の意思決定プロセスにおける日本の意向を反映できる地位の確保</p>
<p>我が国は、ユネスコの事業・予算をはじめとした主要政策の検討・実施に関する審議を行うユネスコ執行委員会(UNESCO Executive Board)の委員国として現在活動している。なお、同委員会は、加盟国195か国のうち選挙</p>

で選ばれた 58 か国から構成され、基本的に年2回(春と秋)開催される。ユネスコの運営に積極的に関与するためには、執行委員国であることが不可欠であるが、我が国は、1952 年以来継続して執行委員国を務めている。また、上記執行委員会の他、我が国は無形文化遺産保護条約政府間委員国も務めている。更に、我が国はユネスコの下部機関のうち、①政府間海洋学委員会 (IOC)、②人間と生物計画国際調整委員会 (MAB)、③国際水文学計画政府間理事会 (IHP)、④文化財の原保有国返還促進政府間委員会 (ICPRCP)、⑤政府間生命倫理委員会 (IGBC)、⑥体育・スポーツ政府間委員会 (CIGEPS)、⑦ハーグ条約武力紛争の際の文化財の保護に関する委員会第二議定書委員会の委員国または理事国として参画している。具体的には、無形文化遺産政府間委員会委員国としては、各国が提案してくる新規無形文化遺産の登録の可否を審議・投票、また同分野の制度改善については専門家会合の開催を提唱する等主導的な立場を委員国の中でも発揮している。さらに、下部機関の委員国または理事国としては、それぞれ年に一回開かれる委員会等の場で、各種議題の議論に参加している。例えば、人間と生物圏計画国際調整委員会では、委員国として、2018 年6月に開催された国際調整委員会で新規の生物圏保存地域等の決定に関わった。また、国際水文学計画政府間理事会 (IHP)については、2018 年6月に開催された政府間理事会で理事会の構成等に係る決定に関与する等、各種事業での取組に貢献している。

2-4 当該機関との間での要人往来、政策対話等

- ・日本政府とユネスコ間では以下のとおり要人往来が行われており、我が国の考え方につき発信する等している。
- (1) 2018 年9月 11 日、パリを訪問した中根外務副大臣(当時)は「ユネスコにおける科学・生命倫理の検討 25 周年記念レセプション」に出席して冒頭挨拶を行い、我が国の「人間中心の AI 社会」の考え方を発信した。
- (2) 2018 年 10 月 18 日、アズレー・ユネスコ事務局長がフランス訪問中の安倍総理大臣を表敬し、双方は日本とユネスコの長年にわたる緊密な関係を確認した上で、安倍総理大臣より、同事務局長が推進しているユネスコの諸改革を高く評価している、また「世界の記憶」制度改善に係る努力に積極的に貢献していく旨述べた。アズレー事務局長から、ユネスコが推進する戦略的変革や AI の倫理・防災を含む各種イニシアティブについて日本と協力したい旨述べ、安倍総理から、ユネスコの取組に協力していく旨述べた。
- (3) 2018 年 11 月 21 日、パリを訪問した阿部外務副大臣は、シャクシュク・ユネスコ・コミュニケーション情報担当事務局長補と会談を行い、ユネスコの各種取組について協力していくことで一致した。
- (4) 2019 年3月4日、鈴木外務大臣政務官はユネスコ本部で開催された AI ハイレベル会合に出席し、スピーチを行った。同日、ユネスコにてシャクシュク・ユネスコ・コミュニケーション情報担当事務局長補と会談を行い、ユネスコの取組を積極的に支援していく旨述べた。
- (5) 2019 年5月 10 日、G20 デジタル経済マルチステークホルダー会議へ出席するため訪日したシャクシュク・ユネスコ・コミュニケーション情報担当事務局長補が鈴木外務大臣政務官を表敬し、ユネスコにおける AI の取組等につき意見交換を行った。

・なお、本件拠出金については、ユネスコとの間で年に1回レビュー会合を開き、日本政府の本件拠出金に対する考え方を直接ユネスコ側に伝え、ユネスコ担当部局とともに各案件の進捗状況を確認している。また、ユネスコ事務局から、新規採択候補案件をヒアリングし、事業内容や妥当性につき意見交換をする場となっている。直近では、2018 年 11 月にレビュー会合を実施、ユネスコ側からはルソー戦略計画局長他が出席し、重点分野や具体的事業の検討を行った。

2-5 日本企業、日本の NGO・NPO、地方自治体、大学等との関わり

・「ユネスコ活動に関する法律」に基づき、日本におけるユネスコ活動に関する助言、企画、連絡及び調査のための機関である日本ユネスコ国内委員会(注)が文部科学省国際統括官付に設置されている。同委員会には、文科政務官の他、ユネスコ活動分野に専門知識を有する有識者、大学関係者、民間企業関係者が委員として任命され、助言等を行っている。

(注)ユネスコ加盟国が、ユネスコ憲章に基づき、「国内協力団体」として、教育、科学及び文化の事項に携わっている自国の主要な団体・者をユネスコの事業に参加させるために設立するもの。ユネスコの直属機関ではない。

・ユネスコはその事業の性質から、日本国内の数多くの地方自治体との関わりを有する。具体的には、世界遺産、無形文化遺産を始め、ユネスコ世界ジオパーク、生物圏保存地域(国内呼称:ユネスコエコパーク)、創造都市ネットワーク等に数多くの地方自治体が申請、ユネスコ・加盟国による議論等を通じて登録されており、我が国の地方自治体の取組を促進している。

・また、ユネスコは、多くの日本国内の NGO・NPO と関わりがある。代表的なものとしては、公益社団法人・日本ユネスコ協会連盟や公益財団法人・ユネスコ・アジア文化センターが、ユネスコ憲章の理念に基づき民間での活動を行っている。

・さらに、ユネスコは、知的な交流と共有を通じて、高等教育機関の能力向上及び国際連携の促進を図る「ユネスココチエア」事業を実施しており、2019年4月末現在で、京都大学、筑波大学、大阪大学等10大学がユネスコにより同事業の下認定され、講座を実施している。

評価基準3 組織・財政マネジメント

3-1 会計年度	1月から12月		
3-2 機関全体の財政状況			
報告年月	2018年10月公表(2017年度分)	通貨	米ドル
予算額	283,810千ドル	決算額	256,354千ドル
予算額・決算額の差	27,456千ドル	予算額に占めるその差の割合	10%
65%以上の場合、その理由	—		
3-3 本拠地の会計報告(イヤマーク拠出分のみ)			
報告年月	—	通貨	—
報告がない場合、その理由	ガイドライン上は毎年6月と12月に会計報告を受領することとなっており、本件拠出金は2018年度からであるが、初年度となる2018年予算分の拠出が2018年12月と2019年3月だったため、報告作成時(2018年12月末)に間に合わず、現時点で未受領。		
予算額	—	決算額	—
予算額・決算額の差	—	予算額に占めるその差の割合	—
65%以上の場合、その理由	—		
3-4 監査			
(1)外部監査			
対象年度	2017年度	報告年月	2018年10月公表
実施主体	フランス会計検査院		
財政状況に係る報告が正確かつ適正に作成されていることの確認 (「無」の場合にはその概要及び対応ぶり)		有	
組織・財政マネジメントに係る指摘(監査報告に含まれている場合) (「有」の場合、3-5に指摘内容を記入)		無	
(2)内部監査			
対象年度	対象期間:2016年1月~2018年10月	報告年月	2019年4月公表
実施主体	ユネスコ内部監査部		
対象事項	ダル・エス・サラーム・フィールド事務所に関する内部監査報告含め計10件実施		
3-5 組織・財政マネジメント(人事・予算・調達等)に係る問題の概要・対応ぶり、更なる改善への取組・成果			
<p>・ユネスコ全体としては、2018年4月の第204回執行委員会において、アズレー事務局長より、「戦略的変革」イニシアティブとして、変革の指針と作業スケジュールが提案され、ユネスコ改革の必要性に賛同する大多数の加盟国より支持された。</p> <p>・本戦略的変革については、①構造改革・マネジメントカルチャーの強化、②作業効率性強化、③2030年に向けての戦略(ユネスコのビジョン、優先事項の洗い出し)の3つの柱が設定されており、それぞれにつき具体的改革案を検討するワーキンググループや、改革の方向性を示すスティアリング委員会が設置されている。更には、</p>			

事務局直下に、国際的に認知された外部有識者を集めたハイレベル・リフレクション・グループを置き、戦略について議論することとなっている。

・事務局では、体制の構築とともに変革に係る具体的な作業を開始しており、2019年3月に行われた第206回執行委員会前の準備会合において進捗報告が行われた。今後、改革の検討結果について、第41回総会(2021年秋)において承認される中期戦略(8か年、2022年～2029年)及び事業予算(4か年、2022年～2025年)に反映させることを目指している。

・内部監査については、上記ダル・エス・サラーム・フィールド事務所の他、チリ事務所/ラ米における地域教育局、ユネスコ統計研究所、チャド基礎教育再生プロジェクト(PREBAT)、教育情報技術研究所、リテラシープログラム、ITネットワークセキュリティ、Results based budget 枠組、職員の給与・賞与等、ヤウンデ・マルチセクター地域事務所についての内部監査報告書が公表されている。この中で、例えばフィールド・地域事務所については、所長や専門職員等のポストが長期間空席になっているため体制が弱い、地域・クラスター・ナショナル事務所の区分が不透明なため、調整機能が十分に果たされていない、予算が目標値に達成していない、もしくは外部資金に依存している等職員の配置、予算等に関する指摘が複数あげられている。

・なお、ユネスコはMOPANの2017-2018年の評価対象機関の一つであったが、①加盟国による分担金未払いによる事業予算の約22%削減を反映した柔軟で機動的な計画と意思決定がより必要、②本部ではユネスコのマニフェストに沿っているが、フィールドオフィスの構造が不必要に複雑であり改善が必要等の指摘があった。他方で、ユネスコでは近年財政における枠組みを改訂したが、それにより透明性が向上した他、ユネスコの内部監査については、独立性が高く保たれているとして同報告書の中で高く評価されている。また、同報告書によれば、ユネスコは、所掌分野の優先順位付け、リスク管理、人的資源やフィールド事務所の適正化等様々な課題を認識し、改革を通じてより効率的で効果的な機関を目指していると前向きに評価している。

評価基準4 日本人職員・ポストの状況等

4-1 日本人職員数 (原則、各年12月末時点、専門職以上。)								
全職員数	日本人職員数		日本人職員 の比率(%)	過去3年の日本人職員数				増減数
	2018	内、幹部		2017	2016	2015	平均値	
1094	47	2	4.3	45	45	46	45.3	1.7
<input checked="" type="checkbox"/>	専門職から幹部職、 幹部職内の昇進有り	1名	備考	—				
4-2 当該機関の長等の重要ポストを務めている日本人職員の有無								
無								
4-3 日本人職員の採用・昇進に係る具体的な協力の実績								
<p>・2019年1月31日、フランスにおいて在フランス日本大使館、OECD日本政府代表部及びユネスコ日本政府代表部が共催で開催した国際機関への就職ガイダンスにユネスコの人事部職員及び15年以上のキャリアをもつユネスコ邦人職員が参加し、ユネスコでの仕事や経験につき講演を行った。当該ガイダンスにつき、参加者の満足度は高かった。</p>								
4-4 その他特記事項								
<p>・ユネスコは、望ましい日本人職員数を地理的ポストの職員(注:専門職ポストのうち、通常予算で人件費が支弁される職員)数で24~40名と算出しているが、同日本人職員数は32名となっており、望ましい職員数の範囲内に収まっている。また、日本人職員数は、フランス、イタリア、米国に次いで第4位である。</p>								